

保護者のみなさま

令和 5 年 9 月 26 日

河内長野市立加賀田小学校
校長 木村 淳

学校の安全確保の徹底について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、このたび、河内長野市教育委員会より8月18日付で右の通知がありました。このことを受け、本校でも子どもたちの安全を担保するため、「不審者侵入防止のチェック体制」の見直しと強化に取り組むこととしました。

つきましては、下記内容を熟読いただき、**来校され校内施設に入る場合は、来校者用名札を着用いただき、1～3の手順に従って入場くださいますようお願い申し上げます。**

なお、校門までの送迎の場合はこの限りではないことを申し添えます。

記

1. 正門横のインターホンを押してください

登下校時、正門が開いている時間帯であっても、子どもたちの安全を最優先に考え、**正門横のインターホンで、職員室にお子さんの学年・組・名前・ご用件をお知らせください。**

2. 守衛ボックス受付での手続きをしてください

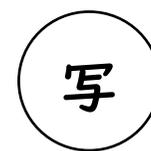
守衛ボックスの受付にて、**お名前の記入と名札の着用**をお願いします。

3. 来客用玄関より入場いただき、職員室へお越しください

校舎内に入場する場合は、**北校舎の来客用玄関からお入りください。** 児童の安全を第一に考え、**児童用下足室からの入場は、固くお断りいたします。**

これらの対応は、子どもたちの安全確保を保護者のみなさまと共に実現するために不可欠なものでございます。夏季休業中、近隣市で不審者侵入事案が発生しており、市としても対策を強化することとなっております。ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

市立小中学校長 様



令和 5 年 8 月 16 日

河内長野市教育委員会事務局
教育指導課長

危機管理マニュアルの点検結果及び 夏休み期間における学校安全対策の強化に対するお願いについて

標記について、別添（写し）のとおり大阪府教育庁教育振興室保健体育課長より依頼がありました。

令和5年3月、埼玉県戸田市の中学校における不審者侵入事案を受け、令和5年4月13日付河長教指第19号において、「不審者侵入等に係る学校の安全確保の徹底について」により、貴校の危機管理マニュアルについて、見直しをお願いしていたところですが、この度、文部科学省が、点検結果について別紙1のとおり取りまとめられましたのでお知らせします。

また、貴校において、日ごろから児童・生徒等の安全確保に万全を期していただいているところですが、令和5年7月26日には、富田林市の中学校に不審者が侵入する事件が発生するなど、学校への不審者侵入事案が相次いで発生しております。

つきましては、改めて、夏季休業中も正門や通用門は開放状態にせず、閉鎖して確実な施錠を実施していただき、やむを得ない理由等により施錠ができない場合は、門扉は閉鎖の上、出入りの都度、確実に閉めるなど、部外者が立ち入りにくい環境を整えていただきますようご協力をお願いします。

なお、貴校において作成している危機管理マニュアルに「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」（※1）の記載があるか確認するとともに、ない場合は早急に対策を検討し、追加記載をお願いいたします。

【参考】「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」

段階	具体的な方策（例）
A 校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向け案内等
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等

※ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省、令和3年6月）解説編 P27、サンプル編 P25 を参照していただき、記載の確認をお願いします。

※ 上記の「具体的な方策（例）」はあくまで例示であり、各学校において効果的な防犯対策は、施設設備の状況や地域の状況により異なるため、実情を踏まえた何らかの防犯対策が記載されているかどうかを確認してください。